

①- 2 地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）【小規模保育以外の事業】

（平成 25 年 12 月 26 日現在の国の資料を基に作成）

項 目		区分	国の基準（案）			
			家庭的保育事業	事業所内保育事業		居宅訪問型事業
				19 人以下	20 人以上	
職 員 数 ・ 資格要件	保育従事者	従	家庭的保育者 （＋家庭的保育 補助者）	小規模保育事業の A 型 ・ B 型と同様	保育士	必要な研修を修了 し、保育士、保育 士と同等以上の知 識及び経験を有す ると市町村長が認 める者
	職員数		0～2 歳 3：1 （補助者を置く 場合 5：2）	0 歳児 3：1 1・2 歳児 6：1 +1 名	0 歳児 3：1 1・2 歳児 6：1	0～2 歳 1：1
設備 ・ 面積基準	設備 ・ 面積	参	保育を行う専用居 室：1 人 3.3 m ² （部屋自体は 9.9 m ² が必要）	乳児室/ほふく室 ：1 人 3.3 m ² 保育室： 1 人 1.98 m ²	乳児室： 1 人 1.65 m ² ほふく室： 1 人 3.3 m ² 保育室： 1 人 1.98 m ²	設けない
			庭（付近の代替地 可）： 2 歳児 1 人 3.3 m ²	屋外遊戯場：2 歳児 1 人 3.3 m ²		
給食 （自園 調理）	給食	未定	自園調理（調理業務の委託は可）， 連携施設等からの搬入可			保育者による調理 及び食事の提供は 行わない
	設備		調理設備		調理室	
	職員		調理員（調理業務の委託を行う場合，連携施設等からの 搬入を行う場合は不要）			
耐火基準		参	上乗せ規制なし	小規模保育事業を踏まえ，検討		規制なし（消火器 や避難経路の確認 等を求める）
連携施設等による支援		未定	①保育内容の支援	①保育内容の支援	－	障害の個別ケアに 関するバックアップ等
			②卒園後の受け皿 ※小規模保育事業 と同様	②地域において保育を必要とする子 どもは卒園後の受け皿		
			連携施設の設定・明示が必要			連携施設の設定は 一律には求めない

(参考)

区分	効果	備考
従うべき基準 (従)	必ず適合しなければならない基準	法令等の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。
参酌すべき基準 (参)	十分参照しなければならない基準	法令等の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されます。